

(案)

横浜市広域シェアサイクル事業社会実験の実施に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、横浜市内広域において協働で実施するシェアサイクル事業社会実験（以下「社会実験」という。）の実施に際し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地域の移動手段として自転車の役割の拡大や自転車通勤の更なる普及を見据え、公共交通の機能補完等を目的とした横浜都心部区域外でのシェアサイクル事業の展開について、『横浜市自転車活用推進計画2019年度～2028年度』の「いかす」施策に基づき、民間事業者と連携して実施することの有効性及び課題を検証するため、甲及び乙が協働して行う社会実験の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(信義誠実の義務)

第2条 甲及び乙は、信義を重んじ、日本国の法令を遵守して誠実にこの協定を履行しなければならない。

(事業目的)

第3条 甲及び乙は、シェアサイクル事業を横浜市内で面的に展開することにより、次の5つの目的の達成を目指すべく、協働で社会実験を実施するものとする。

- (1) 地域住民等の多様な移動ニーズに対応し、公共交通の機能補完として日常生活の移動手段の確保と移動の選択肢を増やすことで、生活の質の向上を図る。
- (2) 市内利用者の移動回数の増加により地域の活性化に貢献する。
- (3) マイカー移動からの転換により環境負荷を軽減し、脱炭素社会の形成を推進する。
- (4) シェアサイクル利用者を増やすことで、アプリケーション等を通じた自転車を利用する際の交通ルール等の更なる周知啓発を行う。
- (5) 本格実施段階における公有地利用料等の事業者一部負担に向けて、協働で事業採算性の向上を図る。

(定義)

第4条 この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 公共的又は公益的な活動及び事業を甲と民間事業者とが協力して行うことをいう。
- (2) シェアサイクル事業 一定のエリア内に複数配置された貸出用自転車車両（以下

(案)

「車両」という。)の貸出又は返却拠点(以下「サイクルポート」という。)において、車両を自由に貸出・返却できる交通手段を有料で提供するサービスをいう。

- (3) 公有地 甲の所有する土地をいう。
- (4) 公有地サイクルポート 公有地上に設置するサイクルポートをいう。
- (5) 重点展開区 社会実験実施期間中において、公有地・私有地の別にかかわらず優先的にサイクルポートを設置し、サイクルポートの密度、利用者数及び利用回数を高めることを目的とする横浜市の行政区域をいう。
- (6) 横浜都心部区域 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に基づく都市再生整備計画において定められた「横浜市コミュニティサイクル推進地区」の区域をいう。
- (7) 北部区域 横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、青葉区及び都筑区のことをいう。
- (8) 中部区域 横浜市保土ケ谷区、旭区、緑区、戸塚区、泉区及び瀬谷区のことをいう。
- (9) 南部区域 横浜市南区、港南区、磯子区、金沢区及び栄区のことをいう。
- (10) 共創フロント 横浜市政策局共創推進室が設置している民間事業者から公民連携に関する相談・提案を受ける窓口のことをいう。
- (11) 不可抗力 甲及び乙のいずれの責めにも帰することができない暴風、豪雨、落雷、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動、戦争、第三者による不法行為その他自然現象又は第三者行為が引き起こした事象で、通常の予測を超えたものをいう。

(実施期間)

第5条 社会実験の実施期間は、この協定書の締結日から令和7年3月31日までとする。

(実施区域等)

第6条 社会実験の実施区域は、〇〇区域のうち、横浜都心部区域を除く横浜市内区域を対象区域とし、横浜市〇〇区及び〇〇区を重点展開区とする。

(甲の所管部署)

第7条 社会実験の甲の所管部署は、道路局総務部交通安全・自転車政策課とする。

(乙の表明保証)

第8条 乙は、社会実験の実施に当たり次に掲げる事項を表明し、保証する。

- (1) 法人として3年以上継続して事業を営んでいること。
- (2) 関係法令等及び公序良俗に反する者ではなく、第5条の実施期間中も関係法令等及び公序良俗に反する行為を行わないこと。
- (3) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされ、又はこれらの手続が行われていないこと。

(案)

- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている団体若しくはその代表者、主催者その他の構成員又は当該構成員を含む団体でないこと。
- (5) 自ら又は自らの役員若しくは事業に実質的に関与する者が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等、同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（法人その他の団体にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものをいう。）でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者でないこと。
- (7) 政治活動又は宗教活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 社会実験の実施に当たり、政治活動又は宗教活動を行わないこと。
- (9) 社会実験の実施に当たり、公共性又は公平性を損なう行為を行わないこと。
- (10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、甲における入札参加を制限されていないこと。
- (11) 市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、事業所税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納しておらず、第5条の実施期間中もこれらの租税を滞納しないこと。
- (12) 横浜市において24か月以上を措置期間とする指名停止の措置中でないこと。
- (13) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険等）に加入していること（ただし、加入義務がない場合を除く。）。
- (14) 個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守できる者であるとともに、個人情報の適正管理、情報の流出防止策等の情報セキュリティ対策を講じていること
- (15) シェアサイクル事業の実施に当たり必要な免許等がある場合は、関係法令等の規定に基づき適正に取得し、維持していること。
- (16) 事業者選定手続において甲に提出した書類及びプレゼンテーション内容に虚偽がないこと。

（業務内容及び役割分担）

第9条 甲及び乙は、実施区域におけるシェアサイクル事業の展開に際して、次項及び第3項に掲げる役割を分担し、双方対等な立場でもって、その役割について、各自の責任において実施し、事業を協働で推進するものとする。

2 甲の社会実験における業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 社会実験全体の総括
- (2) 公有地サイクルポート用地の調整及び確保

(案)

- (3) 社会実験の実施に係る関係事業者（交通事業者、自治会町内会等）との調整
 - (4) 市民への周知又は広報（本市ホームページ、広報よこはま、SNS、庁舎施設等へのチラシの配架等）
 - (5) 自転車を利用する際の交通ルール等の交通安全啓発の実施
 - (6) 共創フロント等を通じた民有地サイクルポート設置協力者の募集及び紹介
 - (7) 甲の職員の業務上におけるシェアサイクルの利用促進
 - (8) 付帯事業の支援
 - (9) 本格実施に向けた社会実験の効果検証
 - (10) 北部区域、中部区域又は南部区域の各区域の状況を共有する連絡会議の開催
- 3 乙の社会実験における業務内容は、次のとおりとする。
- (1) シェアサイクル事業の実施に係るサイクルポート等の施設整備及び自転車等の器材の調達並びにこれらの施設及び器材の維持管理と実施期間終了後の原状回復
 - (2) シェアサイクル事業の運営全般（利用者の募集及び登録、料金徴収、自転車の回収及び再配置並びに苦情又は問合せ対応等）
 - (3) シェアサイクル事業の実施に係る違法駐輪対策
 - (4) 公有地以外でのサイクルポート用地の調整及び確保
 - (5) シェアサイクル事業の広報ツールの作成及び利用者への周知その他利用率向上に向けた取組
 - (6) 付帯事業の提案及び実施
 - (7) 市内のシェアサイクルの利用に関する各種データの収集、整理（集計・加工を含む。）及び分析並びに当該データの甲への提供
 - (8) 利用者へのアンケート調査の実施（利用目的、満足度、移動頻度、交通行動の変化、交通ルールの認知、ポート設置要望等）及び甲が実施する社会実験の効果検証への協力
 - (9) 自転車を利用する際の交通ルール等の交通安全啓発の実施
 - (10) 利用状況、収支状況等のシェアサイクル事業に係る甲への報告

（公有地サイクルポートの使用手続）

- 第10条 乙は、社会実験の実施に当たり、甲があらかじめ提示した公有地サイクルポート候補地その他乙がサイクルポートの設置を希望する公有地の一部（以下「ポート設置希望公有地」という。）について、甲に対し、サイクルポート設置の協議を申し出ることができる。
- 2 甲は、ポート設置希望公有地について、横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）、横浜市道路占用規則（昭和32年3月横浜市規則第17号）及び横浜市公園条例施行規則（昭和33年3月横浜市規則第11号）等の規定に基づき、乙がサイクルポートとして使用させるよう、公有地の施設管理者と必要な調整を図るものとする。

(案)

- 3 前項の調整の結果、サイクルポートとして使用可能となった公有地の一部を対象とした第5条の実施期間中におけるサイクルポート設置に関する手続主体については、別表1のとおりとする。
- 4 乙は、ポート設置希望公有地について、第2項の調整が整わなかった場合においても、甲に対し、何ら費用の請求を行えないものとする。
- 5 乙は、公有地をサイクルポートとして使用するに当たり、舗装、機器の設置等現状を変更（修繕を除く。）しようとする場合は、事前に、変更内容を甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(費用負担)

- 第11条 社会実験に必要な費用負担については、第9条に規定する業務内容及び役割分担に基づき、甲にあっては甲の業務及び役割に必要な経費を予算の範囲内で負担し、乙にあっては乙の業務及び役割に必要な経費を負担する。
- 2 公有地におけるサイクルポート設置に関する乙の費用負担については、別表1の通りとする。
 - 3 シェアサイクル事業に使用する車両が市内に放置され、横浜市自転車等の放置防止に関する条例（昭和60年4月横浜市条例第16号）等の規定により移動及び保管された場合の費用は、乙が負担する。
 - 4 前項の乙の費用負担につき、乙が更に利用者に請求した際に生じた紛争については、乙が、責任を持って対応処理するものとする。

(事業実施計画書)

- 第12条 乙は、社会実験の実施において、第3条第1項各号の事業目的が着実に達成できるよう、年度ごとの実施事項や目標達成指標（KPI）等を定めた事業実施計画書を、当該年度の開始前までに甲と協議の上策定し、甲乙各自保有するものとする。

(運営基準)

- 第13条 乙は、社会実験の実施に当たり、次に掲げるシェアサイクル事業運営基準を遵守しなければならない。

(1) 事業規模

- ア 第5条の実施期間中において、第3条第1項各号の事業目的が達成できる規模及び密度のサイクルポートを整備し、各ポートに適正な車両台数を配置すること。
- イ 事業展開する地域特性を踏まえ、駅やバス停留所から離れている交通不便地域においてもサイクルポート設置を積極的に検討し、公共交通の機能を補完できるポート配置計画とすること。

(2) 利用方法

(案)

ア 利用者がどのサイクルポートでも車両を借りることができ、借りたサイクルポートと別のサイクルポートに返却可能なシステムとすること。

イ 利用者の本人確認に係る認証を行うこと。

ウ 市内在住者、通勤・通学者、来街者、高齢者、外国人等の誰もが使いやすいシステムとし、利用者登録から料金決済までを簡易に利用でき、即日の利用が可能なシステムとすること。

エ スマートフォンのアプリケーション等による利用だけでなく、ＩＣカードによる即時利用等、多くの人々が利用しやすいシステムとすること。

オ 原則として、全日全時間（年間 365 日・1 日 24 時間）の利用が可能であること。ただし、サイクルポートの設置施設の敷地に閉場時間がある場合は、当該閉場時間に合わせて、スマートフォンのアプリケーション等上での利用予約時間制限を設定すること。

(3) 利用料金

ア 公共交通の機能を補完する交通手段として多くの人に利用してもらえるよう適切な料金を設定し、時間単位、日単位、法人用等多様な料金プランがあること。ただし、月単位の定額利用プランを設ける場合については、短時間利用を定額料金範囲とする等、車両を長時間、占有させないような料金体系とすること。

イ シェアサイクル事業及び付帯事業によって得られた利用料金等の収入は、全て乙に帰属するものとする。

(4) 車両の仕様

ア 制御装置（ブレーキ）や警音器を備え付ける等、道路交通法等の関係法令に適合した車両を使用すること。

イ 幅広い世代で利用可能なものとするため、原則としてカゴ付き電動アシスト自転車とし、安全性、操作性及び耐久性が高いものとする。

ウ 地域の景観との調和を阻害しないデザインの車両とすること。

エ 車両には、GPS を搭載し、GPS 単独又はビーコンとの併用により位置情報による貸出又は返却の状況把握及び制御を行うこと。

オ 車両には、名称、利用方法、乙の連絡先等を表示し、利用者が直接施設管理者等に問い合わせることがないよう工夫すること。

カ 関係法令に基づき、十分な傷害保険及び賠償責任保険を付保すること（ただし、TS マーク付帯保険のみの付保は不可とする）。

キ 車両のメンテナンスについて、自転車安全整備士等の車両整備技術力のあるものが定期的に行い、利用者が常に安全に利用できるようにすること。

ク 車両の防犯登録を行い、盗難対策を講じる。

(5) サイクルポートの仕様

ア サイクルポートには、区画線を引くなど、他の区画と明確に区分し、原則として、

(案)

必ず自転車駐輪ラックを設置すること。

イ 放置自転車を誘発しないため、サイクルポート以外で車両を返却できないシステムとするとともに、サイクルポートには自転車駐輪ラック数又は指定台数以上の車両が返却できないようシステム制御をすること。

ウ サイクルポートは、原則として、車両の貸出又は返却の無人受付が可能なシステムとすること。

エ 公有地サイクルポートにおいて、電気を使用する場合は、乙において施設管理者及び電力会社と協議を実施し、必要な措置を講じること。この場合において、当該配線、機器等の設置費用及び事業で使用した電気料金等の費用の全てについて、乙が負担すること。

オ 強風、大雨等でポート自体が転倒し、又は破損するおそれがないよう、安全性、耐久性の高いものとし、破損した場合は、速やかに修繕を行うこと。

カ 定期点検及びメンテナンスを行い、利用者が常に安全に利用できるようにするとともに、サイクルポート設置場所及びその周辺を常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。

キ 地域の施設の景観との調和を阻害しないデザインとすること。

ク サイクルポートには、名称、利用方法、乙の連絡先等を表示した案内板を設置し、利用者が施設管理者等に直接問い合わせることがないように工夫すること。

ケ サイクルポートに社会実験と関係ない自転車が駐輪されないよう注意喚起を行うとともに、駐輪されてしまった場合には、早期に適切な対応を行うこと。

コ 公有地サイクルポートは、大規模な掘削等を必要とせず、極力簡易に、設置又は撤去ができる仕様のものでとすること。

サ 公有地サイクルポートについては、社会実験終了後、シェアサイクル事業のために設置したサイクルポート、車両その他の設備を撤去し、原状回復を行うものとする。

(6) 運営体制等

ア シェアサイクル事業の運営に当たっては、事業責任者及び職務代理人を選任の上、複数の担当者を配置する等、甲と緊密な連携が図れる運営体制を構築すること。

イ 利用者の登録、利用料金の決済、自転車等の車両の再配置及びメンテナンス及び問合せ・緊急対応等の運營業務を、甲の関与なしに一括して実施すること。

ウ 24 時間対応可能なコールセンター、チャットサポート等を設置し、事故や機器トラブル等に迅速に対応する体制をとること。

エ 配置している車両に著しい偏りが発生し、利用者の利用に支障が生じた場合は、台数を平準化するために、サイクルポート間で車両の再配置を実施すること。なお、公共施設における再配置の際は、当該施設利用のピーク時間帯を避けて実施するなど、あらかじめ施設管理者と実施内容の調整を図ること。

(案)

- オ 利用者に対して、車両を放置しないよう周知徹底するとともに、サイクルポート外への放置が確認された場合は、乙が、速やかに回収すること。
- カ 利用者に対し、スマートフォンのアプリケーション、メール等の手段により、自転車を利用する際の交通ルールやマナー等の周知啓発を利用登録時や定期に実施すること。
- キ サイクルポートを設置する敷地へのアクセスに課題がある場合又は施設利用上の注意事項がある場合は、スマートフォンのアプリケーション上での利用案内、注意喚起等を適切に表示すること。
- ク 利用方法の周知、利用者の利便性向上及び利用促進のため、事業周知チラシやポート案内地図の作成、専用のホームページ等を準備する等、積極的な広報周知活動を実施すること。
- ケ 公有地を使用してサイクルポートを設置した場合において、第三者からシェアサイクル事業に関連する苦情等が発生した場合は、乙が、責任をもって対応処理すること。
- コ サイクルポートの設置等の施工業務又は車両の定期点検・メンテナンス等の管理運営業務のいずれかにおいて、市内事業者（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有する者をいう。）を活用すること。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第14条 乙は、シェアサイクル事業及び付帯事業の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合、業務の一部については第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「第三者委託等」という。）ができる。
- 2 乙は、第三者委託等を行う場合、第三者委託等に係る契約を書面により締結するものとし、当該契約を締結した場合は、第三者委託等の相手方（以下この条において「委託先」という。）の商号又は名称その他甲が指定する事項を、速やかに、甲に通知するものとする。
 - 3 乙は、第8条第2号から第15号までに掲げる要件を満たさない者に、第三者委託等をしてはならない。
 - 4 乙は、委託先を適正に管理監督するとともに、委託先が実施する業務に係る一切の行為に関し、この協定に基づき乙が実施することと同様に、甲に対し、全ての責任を負う。

(付帯事業)

- 第15条 乙は、事業者選定手続における提案書に記載した付帯事業について、具体的な実施方法を甲と協議し、甲の承認を受けた上で実施するものとする。

(案)

- 2 乙は、地域住民等からシェアサイクルの講習会、試乗会又は交通安全研修会等の開催要望があった場合には、シェアサイクル事業の採算性を圧迫させない範囲において付帯事業として実施すること。
- 3 前各項以外の場合で、乙は、社会実験における事業課題に対する対応策等を甲に提案し、甲の承認を受けた上で、付帯事業として実施することができる。

(運営体制等の報告)

第16条 乙は、第13条第6号に規定する運営体制等に係る、次に掲げる事項の報告書を、社会実験開始までに、甲に提出するものとする。

- (1) 事業責任者、職務代理者及び事業に従事する担当者の氏名及び連絡先
 - (2) 緊急時連絡先
 - (3) コールセンター・チャットサポート等の連絡先
 - (4) シェアサイクル事業及び付帯事業の運営体制の模式図（第三社へ委託する場合は、委託先等の関係を含む。）
 - (5) 市内事業者の活用状況
 - (6) 専用ホームページのURL
 - (7) その他甲が必要と判断した情報
- 2 乙は、前項の規定に基づき甲に提出した報告書の内容に変更が生じた場合は、当該変更内容を、速やかに、甲に書面で報告しなければならない。

(事業報告・事業評価)

第17条 乙は、次に掲げる事項を毎月記録し、当該記録をまとめた定期報告書を、シェアサイクル事業を実施した月の翌月15日までに、甲に提出するものとする。

- (1) 利用状況（登録者情報、利用回数、利用時間、回転数、自転車台数、サイクルポートの設置数等）
 - (2) サイクルポート設置に関する調整状況
 - (3) サイクルポートの設置位置データ（GISデータ等）
 - (4) 利用者の移動、経路、滞在頻度等のデータ及び分析結果
 - (5) 再配置情報（再配置回数、再配置ルート等）
 - (6) 付帯事業の実施報告
 - (7) 事業収支状況
 - (8) 利用者の事故状況、苦情・ポート設置要望等の問い合わせ状況
 - (9) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項
- 2 乙は、次に掲げる事項を記録し、当該記録をまとめた期末報告書を、第5条の実施期間中の各年度末月の翌月30日までに甲に提出するものとする。
- (1) 前項に規定する定期報告内容の取りまとめ

(案)

- (2) 第3条に規定する事業目的の達成状況や利用者の満足度等に関するアンケート実施結果
 - (3) 個人情報に配慮した範囲での利用状況等の公表用オープンデータ
 - (4) 事業課題及び課題への対応策
 - (5) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項
- 3 乙は、次に掲げる事項を記録し、当該記録をまとめた最終報告書を、第5条の実施期間終了後、2か月以内に甲に提出するものとする。
- (1) 前2項に規定する各報告内容の取りまとめ
 - (2) 前各号に掲げる事項のほか、甲が指定する事項
- 4 甲及び乙は、横浜市市民協働条例第15条（平成24年6月横浜市条例第34号）の規定に基づき、次に掲げる評価項目を記載した社会実験の相互評価を、第5条の実施期間中の各年度終了後2か月以内に行うものとする。
- (1) 前各項に規定する各報告内容と第9条第2項第9号に規定する効果検証内容を踏まえた第3条第1項各号の事業目的の達成状況に関する相互評価
 - (2) 社会実験全体の事業課題及び本格実施に向けた課題の整理とその改善策
 - (3) 前各号に掲げる事項のほか、甲と乙が協議の上で定める事項

(財産の帰属)

- 第18条 社会実験において、乙の負担で提供したシステム、車両、機器等の有形財産は、社会実験の実施終了後においても、全て乙に帰属するものとする。
- 2 社会実験の実施を通じて新たに得られた成果物（利用状況等のデータ、アンケート結果及び効果検証結果等）及び知的財産については、甲及び乙の両者に帰属するものとする。ただし、社会実験の開始前に甲及び乙に帰属していた成果物及び知的財産については、この限りでない。
- 3 甲又は乙は、前項の成果物及び知的財産を、第三者に譲渡し、又はこれらに係る権利義務を承継させる場合には、事前に、この協定の相手方の書面による承諾を得なければならない。

(情報公開の原則)

- 第19条 社会実験に関する情報、成果及び評価については、公開を原則とし、甲及び乙は、各自説明責任を果たすものとする。ただし、公表する情報等に個人情報又は次条第2項に規定する情報が含まれる際には、当該部分を除いた部分につき公表対象とする。

(秘密保持義務)

- 第20条 甲又は乙は、社会実験の実施に基づき知り得た相手方の情報を、相手方の承諾なく、第三者に開示し、又は社会実験の実施と無関係な目的に使用してはならない。ただ

(案)

し、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- (1) 社会実験実施前に既に自ら所持していた情報
 - (2) 第三者から開示されたときに既に公知又は公用となっていた情報
 - (3) 第三者から開示を受けた後、自己の責に帰すべき事由によることなく、公知又は公用となった情報
 - (4) 社会実験の実施と関係なく独自に開発した情報
 - (5) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
 - (6) 法令の定めにより、開示を要求された情報
- 2 前項に定めるほか、甲は、乙が特に指定するシェアサイクル事業に関する営業秘密又は技術情報（以下「営業秘密等」という。）については、前項の目的を達成するため、営業秘密等に接する職員の限定や関連する書類又はデータの秘密保持等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第21条 乙は、社会実験の実施に際し、個人情報を取り扱う事務を行う際には、その取扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）及び個人情報取扱特記事項の規定等に準拠し、社会実験の実施に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。
- 2 甲は、シェアサイクル事業に関する利用者等の個人情報について、その一切を保有せず、取り扱わないものとする。

(公有地サイクルポートの使用中止等)

- 第22条 甲は、次のいずれかに該当する場合は、乙に対し、公有地サイクルポートの一時休止、撤去又は使用中止を命ずることができる。
- (1) 乙が使用する公有地サイクルポートについて、当該ポートを設置している公共施設の利用者に支障が生じた場合又は当該公共施設の運営に支障が生じた場合
 - (2) 公有地サイクルポートを設置している公共施設において、工事、イベント等の開催を理由として、一時的に公有地サイクルポートを撤去する必要がある場合
 - (3) 甲が公用、公共用又は公益事業に供するため公有地サイクルポートの撤去を必要とする場合
 - (4) 乙がこの協定に定める義務を履行しない場合
 - (5) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となった場合
 - (6) 甲に提出された報告書その他書面の重要事項に虚偽の記載がある場合
 - (7) 第8条の表明保証事項に反する事実があると認められた場合
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が業務を継続することが適当でないと認められる場

(案)

合

2 前項の場合におけるサイクルポートの撤去及び原状回復費用は、乙の負担とする。

(甲による協定の解除等)

第23条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、この協定の解除又は期間を定めた業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) この協定に違反し、甲からの催告後、相当期間を経過しても、その違反状態を是正しないとき。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定上の乙の義務の履行が不能となったとき。
- (3) 正当な理由なく、社会実験の実施に着手しないとき。
- (4) 技術、知識又は人的資源の不足等の事由で社会実験の履行ができないと甲が判断したとき。
- (5) 甲に提出された報告書その他書面の重要事項に虚偽の記載があるとき。
- (6) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされ、又はこれらの手続が行われたとき。
- (7) 乙の経営・財務状況の悪化等により、社会実験の継続が不可能又は著しく困難と認められるとき。
- (8) 第8条に規定する表明保証事項に反する事実があると認められたとき。
- (9) 乙が組織的な違法行為を行った場合等、乙と協働して社会実験を継続することが社会通念上著しく不適切と判断されるとき。
- (10) その他乙と協働して社会実験を継続することが適当でないとき。

2 甲は、前項に基づいてこの協定の解除を行おうとする際には、事前に、その旨を乙に通知するものとする。

3 この協定の締結後、乙が不在となる旨の書面通知等を甲に提出せずに行方不明等となり、又は第16条の規定により提出された運営体制等の報告書に記載の指定連絡先と連絡が取れなくなった場合は、行方不明等となり、又は連絡が取れなくなったときから1か月を経過した後であれば、前項の規定にかかわらず、催告をせずに直ちにこの協定を解除することができるものとする。

4 前3項の規定によりこの協定を解除し、又は期間を定めて本業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害、損失、追加費用等が生じて、甲は、その賠償等負担の責めを負わないものとする。

(乙の申出による協定解除)

第24条 乙は、次のいずれかに該当するときは、甲に対し、書面にてこの協定の解除を申し出ることができる。

- (1) 甲が、この協定により定められた内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

(案)

- (2) 甲が、正当な理由なく社会実験の実施に着手しないとき。
 - (3) 甲の責めに帰すべき事由により、乙に損害又は損失が発生したとき。
 - (4) その他甲の責めに帰すべき事由により、乙がこの協定の解除を希望するとき。
 - (5) 乙に係る破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされ、又はこれらの手続が行われたとき。
 - (6) 乙の経営状況の悪化等により、社会実験の継続が不可能又は著しく困難となったとき。
- 2 甲は、前項の解除の申出を受けた場合には、乙と協議し、解除に合意するか否かを書面にて通知するものとする。

(原状回復等)

第25条 乙は、この協定が失効したとき（第22条の規定により公有地サイクルポートの使用が中止されたとき又はこの協定が解除されたときを含む。）は、乙の負担及び責任において、公有地サイクルポートをこの協定を締結した当時の原状に回復した上で、甲又は甲の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、甲の事前承認を得たときにおける当該承認に係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく公有地サイクルポートを原状に回復しない場合は、乙に代わって公有地サイクルポートを原状に回復するために必要な措置をとることができ、この場合において、乙は、甲の当該措置について異議を申し出ることができず、甲が当該措置に要した費用を負担しなければならない。

(不可抗力)

第26条 甲又は乙は、不可抗力によりこの協定の履行が不可能又は著しく困難となった場合は、直ちにその旨を相手方に通知するとともに、早急に応急措置をとり、不可抗力により生ずる損害が最小限となるよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、不可抗力によりこの協定の履行が不可能若しくは著しく困難となった場合又は管理施設に重大な損害を生じた場合は、この協定の変更その他の必要な措置について速やかに協議するものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第27条 乙は、この協定の履行に当たり、横浜市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく、甲に報告するとともに、所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力等を行わなければならない。

(損害賠償等)

(案)

第28条 乙は、この協定を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

2 前項に定める場合のほか、乙は、シェアサイクル事業の実施に付随関連して、公有地サイクルポートの全部又は一部の滅失又は毀損その他行為によって何らかの損害を甲に与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

3 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

4 乙は、シェアサイクル事業の運営において、シェアサイクルの利用者又は関連する第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負う。

5 前項の場合において、甲が当該第三者に対して損害の賠償をしたときは、乙は、甲からの求償に対し、全額賠償しなければならない。

(権利義務譲渡等の禁止)

第29条 乙は、この協定及びその付随関連で取得した権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

2 乙は、シェアサイクル事業を実施するために乙の負担及び責任において公有地サイクルポートに設備、備品等を設置する場合は、第5条の実施期間中、当該設備及び備品等を第三者（第14条の規定に基づく第三者委託等の受託者等を除く。）に譲渡し、賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は担保に供してはならない。

(裁判管轄)

第30条 この協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協議事項)

第31条 この協定に関する解釈に疑義のある事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して、書面による合意にて定めるものとする。

(案)

<別表1>

公有地種別	行為種別	乙の費用負担	手続主体
道路	占用許可	無償	甲
公園	設置許可	無償	甲
市営住宅	使用許可	有償(※)	乙
区庁舎等	使用承認	無償	甲

(※) 横浜市公有財産規則第27条第1号に規定する「当該土地価格に1,000分の2.5を乗じて得た額を基準として、甲が近隣地域又は類似地域の貸付料水準その他の事情を考慮して定める額」を、当該費用負担額とする。

(案)

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長

乙